大阪市中央卸売市場業務条例

目次

第１章　総則（第１条－第10条）

第２章　市場関係事業者

第１節　卸売業者（第11条－第24条）

第２節　仲卸業者（第25条－第31条）

第３節　売買参加者（第32条－第34条）

第４節　関連事業者（第35条－第38条）

第３章　売買取引及び決済の方法（第39条－第52条）

第４章　市場の業務に関する品質管理（第53条）

第５章　市場施設の使用（第54条－第66条）

第６章　監督（第67条－第69条）

第７章　市場運営協議会（第70条）

第８章　雑則（第71条－第78条）

附則

　　　第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、大阪市中央卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び施設の管　理について定めるとともに、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に基づき市場の業務の方法、取引参加者が市場における業務に関し遵守すべき事項等を定め、市場の適正かつ健全な運営を図ることにより、公正な取引の場として安定的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に生鮮食料品等を供給する市場の重要な機能を確保し、もつて市民等の生活の安定に資することを目的とする。

# （定義）

# 第２条　この条例における用語の意義は、次項から第７項までに規定するもののほか、法の例による。

# ２　この条例において「卸売業者」とは、法第２条第４項に規定する卸売業者であつて、第11条第１項の許可を受けたものをいう。

# ３　この条例において「卸売の業務」とは、市場に出荷される第11条第１項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において次項に規定する仲卸業者、第６項に規定する売買参加者その他の取引参加者に卸売をする業務をいう。

# ４　この条例において「仲卸業者」とは、法第２条第５項に規定する仲卸業者であつて、第25条第１項の認定を受けたものをいう。

# ５　この条例において「仲卸しの業務」とは、卸売を受けた第25条第１項の認定に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、市場内の店舗において仕分け又は調製（以下「分荷」という。）を行い、販売する業務をいう。

# ６　この条例において「売買参加者」とは、第32条第１項の認定を受けてせり又は入札に参加して卸売業者から当該認定に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売を受ける者をいう。

# ７　この条例において「関連事業者」とは、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の者であつて、市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務として市規則で定めるもの（以下「関連事業」という。）を市場において行うものをいう。

（市場の名称及び位置）

第３条　市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 　　　　　位置

大阪市中央卸売市場

本　　場 　　大阪市福島区野田１丁目

東部市場 　　大阪市東住吉区今林１丁目

南港市場 　　大阪市住之江区南港南５丁目

（取扱品目）

第４条　市場の取扱品目及びその属する部類は、次のとおりとする。

本場

青果部　野菜、果実及びこれらの加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

水産物部　生鮮水産物及びその加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

加工食料品部　加工食料品（市規則で定めるものを除く。）

東部市場

青果部　野菜、果実及びこれらの加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

水産物部　生鮮水産物及びその加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

南港市場

　食肉部　肉類（鳥肉を除く。）及びその加工品

２　前項に定める取扱品目の属する部類に疑義があるときは、市長がこれを定める。

（開場の期日）

第５条　市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

⑴　日曜日（本場及び東部市場にあつては、１月５日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑵　12月31日から翌年１月４日まで（南港市場にあつては、12月30日から翌年１月４日まで）

２　市長は、前項の規定にかかわらず、消費者及び出荷者等の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を著しく阻害しないと認めるときは、休日以外の日に休業日を定めることができる。

（開場の時間）

第６条　開場の時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

本場及び東部市場　午前０時から午後12時まで

南港市場　　　　　午前７時から午後５時まで

（市長の責務）

第７条　市長は、法、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）及び卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）に基づき、第１条の目的を達成するため、適切かつ安定的に市場を運営するとともに、取引参加者間の市場における連携の強化のための取組みの促進その他の市場における取引の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　市長は、市場における取引の状況を把握し、公正かつ効率的な取引が行われるよう取引参加者を指導し、取引秩序が維持されるよう監督しなければならない。

３　市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

# （卸売業者の役割）

第８条　卸売業者は、市民その他の消費者の需要を満たすために必要な生鮮食料品等を、市場に安定的に集荷するよう努めるものとする。

２　卸売業者は、集荷した生鮮食料品等を、仲卸業者又は売買参加者を通じた適切な分荷を行うことにより、市民その他の消費者に効率的に供給するよう努めるものとする。

３　卸売業者は、せりの実施その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

（仲卸業者の役割）

第９条　仲卸業者は、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を、市民その他の消費者の需要に応じて適切に分荷し、市民その他の消費者に安定的かつ効率的に供給するよう努めるものとする。

２　仲卸業者は、せりへの参加その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

（売買参加者の役割）

第10条　売買参加者は、せりへの参加その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

# 第２章　市場関係事業者

　　　　第１節　卸売業者

# （卸売業務の許可）

# 第11条　市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

# ２　前項の許可は、第４条第１項の市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

# ３ 第１項の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、事業計画書その他市規則で定める書類を添付した許可申請書を市長に提出しなければならない。

# ４　市長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

# ⑴　申請者が法人でないとき

# ⑵　申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過しないものであるとき

# ⑶　申請者が、第69条第１項第３号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき

# ⑷　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき

# ア 破産者で復権を得ないもの

# イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過しないもの

# ウ　第69条第１項第３号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものとして市長が認めるものを除く。）で、その処分の日から起算して３年を経過しないもの

# エ　第69条第１項第５号の規定による役員の解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して３年を経過しないもの

# ⑸　申請者が卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき

# ⑹　申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき次条第１項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の市場及び取扱品目の部類について第１項の許可を受けている場合又はその申請をしている場合にあつては、当該他の市場及び取扱品目の部類について同条第１項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回つているとき

# ⑺　申請者が行おうとする卸売の業務の事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実と認められないとき

# ⑻　申請者が行おうとする卸売の業務が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき

# ５　市長は、申請者が第16条第２項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して１年を経過しないものであるときは、第１項の許可をしないことができる。

# ６　第４項第６号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、市規則で定めるところにより計算するものとする。

# （純資産額）

# 第12条　卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、市場の業務の規模、取扱品目の流通の状況その他の事情を考慮して市規則で定める額とする。

# ２　市長は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が２以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回つていることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

# ３　市長は、前項の規定による処分の日から起算して６月以内に、当該処分を受けた者から市規則で定めるところによりその純資産額が第１項の規定により定められた純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

# ４　市長は、第２項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき又は当該期間内に当該申出があつても市長がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に２以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて市長が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る前条第１項の許可を取り消さなければならない。

# ５　前条第６項の規定は、第２項及び第３項の純資産額について準用する。

# （純資産額の報告等）

# 第13条　卸売業者は、市規則で定めるところにより、市長に対し、その純資産額を報告しなければならない。

# ２　卸売業者は、市規則で定めるところにより、市規則で定める期間ごとに、市長に対し、市規則で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

# ３　第11条第６項の規定は、第１項の純資産額について準用する。

# （卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割）

# 第14条　卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位（第11条第１項の許可及び第54条第１項の使用の許可を受けた地位をいう。以下同じ。）を承継する。

# ２　卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

# ３　第１項又は前項の認可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

# ４　第11条第４項及び第５項の規定は、第１項又は第２項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは「第14条第１項又は第２項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

# （名称変更等の届出）

# 第15条　卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

# ⑴　卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき

# ⑵　卸売の業務を廃止しようとするとき

# ⑶　名称若しくは商号又は主たる事務所の所在地に変更があつたとき

# ⑷　資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき

# ⑸　その他市規則で定める事由が生じたとき

# ２　卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

# （卸売業務の許可の取消し）

# 第16条　市長は、卸売業者が第11条第４項第２号、第４号又は第８号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第１項の許可を取り消すものとする。

# ２ 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第１項の許可を取り消すことができる。

# ⑴　偽りその他不正の手段により第11条第１項の許可を受けたことが判明したとき

# ⑵　正当な理由なく第11条第１項の許可の通知を受けた日から起算して１月以内にその業務を開始しないとき

# ⑶　正当な理由なく引き続き１月以上その業務を休止したとき

# ⑷　正当な理由なくその業務の遂行を怠つたとき

# ⑸　第11条第４項第５号又は第７号に該当することとなつたとき

# （卸売業者の事業年度）

# 第17条　卸売業者の事業年度は、４月から翌年３月まで又は４月から９月まで及び10月から翌年３月までとする。ただし、事業年度の期間を別に定める旨を市長に届け出た場合は、この限りでない。

# （卸売業者の事業報告書の作成等）

# 第18条　卸売業者は、事業年度ごとに、市規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

# ２　卸売業者は、前項の規定により作成した事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として市規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、市規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

# ３　前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

（せり人の登録）

第19条　卸売業者は、市場において行う卸売のせり人について市長の行う登録を受けなければならない。

２　卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、市規則で定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。

３　第１項の登録の申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を受けることができない。

⑴　破産者で復権を得ないもの

⑵　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過しないもの

⑶　第69条第５項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して１　年を経過しない者

⑷　仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者

４　第１項の登録は、せり人登録簿に次の各号に掲げる事項を登載して行うものとする。

⑴　せり人の氏名

⑵　登録年月日及び登録番号

５　市長は、第１項の登録をしたときは、その旨を当該登録に係る卸売業者に通知するとともに、当該登録に係るせり人に対して市規則で定める登録証を交付するものとする。

６　第１項の登録の有効期間は、登録の日から起算して５年間とする。ただし、次に掲

げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して３年間とする。

⑴　初めて登録を受ける者

⑵　第21条又は第69条第５項の規定により登録の取消しを受けた者で当該取消し後

の最初の登録を受けるもの

⑶　第69条第５項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者

（せり人の登録の更新）

第20条　卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとするときは、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

２　前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、市規則で定めるところにより、登録更新申請書を市長に提出しなければならない。

３　前条第３項から第５項までの規定は、せり人の登録の更新について準用する。

（せり人の登録の取消し）

第21条　市長は、第19条第１項の登録を受けているせり人が同条第３項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該せり人の登録を取り消すものとする。

（せり人の登録の消除）

第22条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該せり人に係る登録を消除するものとする。

⑴　せり人に係る登録を取り消したとき

⑵　卸売業者がせり人に係る登録の消除を申請したとき

⑶　卸売業者がせり人に係る登録の更新を受けなかつたとき

（登録証の携帯等）

第23条　せり人は、市場における卸売のせりに従事するときは、第19条第５項（第20条第３項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録証を携帯するとともに、市規則で定める記章を着用しなければならない。

（卸売業者の行う卸売の代行）

第24条　卸売業者は、市場の効率的な流通と卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該卸売業者に卸売のための販売の委託をした生産者その他の出荷者に卸売を代行させることができる。

　　　　第２節　仲卸業者

（仲卸業務の認定）

第25条　市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の認定を受けなければならない。

２　前項の認定は、第４条第１項の市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

３　第１項の認定を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、認定申請書を市長に提出しなければならない。

４　第１項の認定の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を受けることができない。

⑴　破産者で復権を得ないものであるとき

⑵　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過しないものであるとき

⑶　第69条第２項第３号の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき

⑷　仲卸しの業務を適確に遂行することができる知識、経験又は資力信用を有していない者であるとき

⑸　市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき

⑹　法人である場合には、その業務を執行する役員の中に第１号から第３号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき

⑺　仲卸しの業務の事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実と認められないとき

# ⑻　申請者が行おうとする仲卸しの業務が暴力団の利益になるとき

（仲卸業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割）

第26条　仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位（前条第１項の認定及び第56条第１項の使用の許可を受けた地位をいう。以下同じ。）を承継する。

２　仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

３　第１項又は前項の認可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

４　前条第４項の規定は、第１項又は第２項の認可について準用する。この場合において、同条第４項中「第１項の認定の申請者」とあるのは「第26条第１項又は第２項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（仲卸業者の相続）

第27条　仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が２人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行つていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

２　前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して30日以内に、市規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

３　相続人が第１項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第25条第１項の認定及び第56条第１項の使用の許可は、その相続人に対して　したものとみなす。

４　第25条第４項の規定は、第１項の認可について準用する。

５　第１項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

（名称変更等の届出）

第28条　仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

⑴　仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき

⑵　仲卸しの業務を廃止しようとするとき

⑶　氏名、名称若しくは商号又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があつたとき

⑷　法人である場合には、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき

⑸　その他市規則で定める事由が生じたとき

２　仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

# （仲卸業務の認定の取消し）

# 第29条　市長は、仲卸業者が第25条第４項第１号から第３号まで、第５号、第６号又は第８号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第１項の認定を取り消すものとする。

# ２　市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第１項の認定を取り消すことができる。

# 　⑴　偽りその他不正の手段により第25条第１項の認定を受けたことが判明したとき

# ⑵　正当な理由なく第25条第１項の認定の通知を受けた日から１月以内にその業務を開始しないとき

# ⑶　正当な理由なく引き続き１月以上その業務を休止したとき

# ⑷　正当な理由なくその業務の遂行を怠つたとき

# ⑸　第25条第４項第４号又は第７号に該当することとなつたとき

（仲卸業者の事業年度）

第30条　仲卸業者の事業年度は、法人である場合には４月から翌年３月までとし、個人である場合には１月から12月までとする。ただし、事業年度の期間を別に定める旨を市長に届け出た場合は、この限りでない。

（事業報告書の提出）

第31条　仲卸業者は、事業年度ごとに、市規則で定めるところにより、事業報告書を作

成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出しなければならない。

　　　　第３節　売買参加者

（売買参加の認定）

第32条　市場においてせり又は入札に参加して卸売業者から生鮮食料品等の卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の認定を受けなければならない。

２　前項の認定は、第４条第１項の市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

３　第１項の認定を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、認定申請書を市長に提出しなければならない。

４　市長は、第１項の認定の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定をしてはならない。

　⑴　破産者で復権を得ないものであるとき

⑵　第69条第３項第３号の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して１年を経過しない者であるとき

⑶　せり又は入札の方法による卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しないとき

⑷　法人である場合には、その業務を執行する役員の中に第１号、第２号又は次号の

いずれかに該当する者があるとき

⑸　卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるときその他市長が市場における取引の適正かつ健全な運営を確保するため不適当であるとして市規則で定めるものであるとき

⑹　申請者が市場において行おうとする業務が暴力団の利益になるとき

（名称変更等の届出）

第33条　売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

⑴　前条第１項の認定に係る業務を廃止しようとするとき

⑵　氏名、名称若しくは商号又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があつたとき

# ⑶ 法人である場合には、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき

⑷　その他市規則で定める事由が生じたとき

２　売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

# （売買参加の認定の取消し）

# 第34条　市長は、売買参加者が第32条第４項第１号、第２号、第４号、第５号前段又は

# 第６号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第１項の認定を取り消すも

# のとする。

# ２　市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、第32条第１項の認定

# を取り消すことができる。

# ⑴　偽りその他不正の手段により第32条第１項の認定を受けたことが判明したとき

# ⑵　第32条第４項第３号又は第５号後段に該当することとなつたとき

　　　　第４節　関連事業者

（関連事業者の数の最高限度）

第35条　関連事業者の数の最高限度は、業務の種類ごとに市場の機能への影響の程度、市場の施設の規模その他の事情を考慮して市規則で定める。

（関連事業の承認）

第36条　市長は、市場内において、関連事業を行うことを承認することができる。

２　前項の承認を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、承認申請書を市

長に提出しなければならない。

３　第１項の承認の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を受け

ることができない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務につき市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

⑴　破産者で復権を得ないものであるとき

⑵　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、そ

の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過しないものであるとき

⑶　申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有していない者であるとき

　⑷　その承認を受けることによつて関連事業者の数が前条の規定により市規則で定

める最高限度を超えることとなる申請をするとき

⑸　申請者が行おうとする関連事業が暴力団の利益になるとき

（関連事業の承認の取消し）

第37条　市長は、関連事業者が前条第３項各号（第３号を除く。）のいずれかに該当することとなつたときは、同条第１項の承認を取り消すものとする。

２　市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の承認を取り消すことができる。

⑴　正当な理由がないのに前条第１項の承認の通知を受けた日から１月以内にその業務を開始しないとき

⑵　正当な理由がないのに引き続き１月以上その業務を休止したとき

# 　⑶　前条第３項第３号に該当することとなつたとき

（準用規定）

第38条　第28条の規定は、関連事業者について準用する。

　　　第３章　売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第39条　市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第40条　卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

# （売買取引の方法）

# 第41条　卸売業者が市場において行う第11条第１項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（１の卸売業者と１の卸売の相手方が個別に行う売買取引の方法をいう。以下同じ。）のいずれかによらなければならない。

# ２　卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売に、仲卸業者又は売買参加者以外の者を参加させてはならない。

# ３　市長は、市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合又は市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合は、第１項の規定にかかわらず、生鮮食料品等の卸売をせり売又は入札の方法によることを卸売業者に指示することができる。

# ４　食肉部の卸売業者は、流通の形態、価格の変動の程度その他の事情を考慮して市規則で定める生鮮食料品等の品目の卸売については、第１項の規定にかかわらず、出荷者の供給事情その他の事情を勘案して市長が定める一定の割合に相当する部分をせり売又は入札の方法によらなければならない。

# ５　食肉部の卸売業者は、前項の規定の適用を受ける卸売について、次に掲げる事情がある場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当であると認めて承認したときは、同項の規定にかかわらず、相対による取引の方法によることができる。

# ⑴　災害が発生した場合

# ⑵　入荷が遅延した場合

# ⑶　卸売の相手方が少数である場合

# ⑷　せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

# ⑸　食肉部の卸売業者と仲卸業者、売買参加者その他の取引参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合

# ⑹　緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要がある場合その他やむを得ない理由によりせり売又は入札を行う時間的余裕がない場合

# （売買取引の条件の公表）

# 第42条　卸売業者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならない。

# ⑴　営業日及び営業時間

# ⑵　取扱品目

# ⑶　生鮮食料品等の引渡しの方法

# ⑷　第44条第２項に規定する委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

# ⑸　生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等（第44条第２項に規定する売買仕切金及び同条第４項に規定する買受代金をいう。次号において同じ。）の支払期日及び支払方法

# ⑹　売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買仕切金等以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

# ⑺　その他市規則で定める事項

# （受託拒否の禁止）

# 第43条　卸売業者は、第11条第１項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、当該生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合その他市規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

# （決済の方法）

# 第44条　取引参加者は、市場における取引に係る決済を速やかに行わなければならない。

# ２　卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、受託物品の卸売金額（卸売価格（せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（以下「せり売等」という。）に係る価格に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第１項の規定の適用を受ける取引（以下「軽減対象取引」という。）にあつては、100分の108）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）の合計額をいう。以下同じ。）から委託手数料（市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する手数料をいう。以下同じ。）その他の委託者の負担する費用を控除した金額（以下「売買仕切金」という。）を、委託者と特約をした期日までに支払わなければならない。

# ３　卸売業者は、委託者に対し、売買仕切書（市規則で定める事項を記載した取引の明細書をいう。）を送付して、売買仕切金の算定根拠を明らかにしなければならない。

# ４　取引参加者は、市場における取引により生鮮食料品等を買い受けたときは、当該取引に係る取引参加者間で特約をした期日までに、その買受代金（生鮮食料品等を買い受けた価格（以下「買受価格」という。）に100分の110（軽減対象取引にあつては、100分の108）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

# ５　市場における取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金その他当該取引に係る取引参加者間で特約をした方法によるものとする。

# （卸売予定数量等の報告）

# 第45条　卸売業者は、毎開場日、市規則で定めるところにより、第41条第１項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日（午前０時から午後12時までの期間をいう。以下同じ。）の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量をあらかじめ市長に報告しなければならない。

# ２　卸売業者は、毎開場日、市規則で定めるところにより、第41条第１項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を市長に報告しなければならない。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値（最も高い卸売価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、流通の形態を考慮して市長が定める品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、流通の形態を考慮して市長が定める品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うものとする。

# ３　卸売業者は、毎月、市規則で定めるところにより、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、主要な品目ごとの卸売の数量並びに卸売金額及び税抜卸売金額（せり売等に係る価格の合計額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

# ４　卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者以外の者に生鮮食料品等の卸売をしたとき

# は、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売金額その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

# ５　卸売業者は、生鮮食料品等を市場内に集荷せずに卸売したときは、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の数量その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

# ６　仲卸業者は、卸売業者以外の者（市規則で定める者を除く。）から生鮮食料品等を買い入れて販売したときは、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の数量並びに買受代金の合計額及び税抜買受金額（買受価格の合計額をいう。以下同

# じ。）その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

# ７　卸売業者は、市規則で定めるところにより、奨励金等の種類ごとの交付先及び交付額（第42条第６号の規定によりその条件を公表した奨励金等に係るものに限る。）を市長に報告しなければならない。

# （卸売業者による卸売予定数量等の公表）

# 第46条　卸売業者は、毎開場日、卸売を開始するまでに、第41条第１項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量を公表しなければならない。

# ２　卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、第41条第１項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を公表しなければならない。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

# ３　卸売業者は、毎月、市規則で定めるところにより、その前月の委託手数料の種類ごとの受領額（第42条第４号の規定によりその条件を公表した委託手数料に係るものに限る。）及び当該前月の奨励金等の種類ごとの交付額（同条第６号の規定によりその条件を公表した奨励金等に係るものに限る。）を公表しなければならない。

# ４　前３項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

# （開設者による卸売予定数量等の公表）

# 第47条　市長は、卸売業者から第45条第１項の報告を受けたときは、速やかに、その日に卸売をされる生鮮食料品等の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量並びに前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

# ２　市長は、卸売業者から第45条第２項の報告を受けたときは、第41条第１項に規定する売買取引の方法ごとに、前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格並びにその日に卸売をされた生鮮食料品等の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

# ３　前２項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う

# ものとする。

（食肉部の卸売）

第48条　食肉部の卸売業者は、家畜を解体し、肉類として卸売をすることの委託を受けることができる。

２　食肉部の卸売業者は、牛及び豚の枝肉については、市長の指定する格付機関の格付を受けた冷と体でなければ卸売をしてはならない。

（売買取引の制限）

第49条　市長は、せり売又は入札の方法による取引において、不正又は不当な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は売　　買参加者に対し、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

２　市長は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為を行つた者に対し、６月以内の期間を定めて市場における売買取引に参加することを差し止めることができる。

⑴　売買取引について不正又は不当な行為を行つたと認めたとき

⑵　第44条第４項の規定に違反して、買受代金の支払を怠つたとき

（せり人の禁止行為）

第50条　せり人は、市場における売買取引について次に掲げる行為を行つてはならない。

⑴　受託者、仲卸業者又は売買参加者と気脈を通じて不当な処置をし、又はこれらの者に談合その他の不正な行為をさせること

⑵　職務に関して委託者、仲卸業者又は売買参加者から金品その他の利益を収受すること

⑶　その他せり人として職務に公正を欠く行為又は公益を害する行為をすること

（有害物品の売買禁止）

第51条　市長は、衛生上有害な物品が市場で売買されることがないよう努めるものとする。

２　衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。

３　市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又はその搬出を命ずることができる。

（卸売代金の変更の禁止）

第52条　卸売業者は、通常の売買取引において予見し難い特別の事情が生じた場合その他正当な理由があるものとして市規則で定める場合でなければ、卸売をした生鮮食料品等の卸売代金の額を変更してはならない。

第４章　市場の業務に関する品質管理

（生鮮食料品等の品質管理の方法）

第53条　市長は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定めなければならない。

⑴　施設における生鮮食料品等の取扱品目

⑵　施設内の設定温度及び温度管理に関する事項

⑶　品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

⑷　その他市規則で定める卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の高度化を図るために必要な事項

２　卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規定により市長が定める方法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に定めるところにより、生鮮食料品等の品質の管理を行わなければならない。

第５章　市場施設の使用

# （卸売場等の使用許可）

# 第54条　第11条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る卸売の業務に使用する卸売場（卸売の業務を行わせる場所として市長が指定する場所をいう。以下同じ。）及び附帯施設（第１条の目的を達成するために必要な施設をいう。以下同じ。）について、市長に使用の許可を受けなければならない。

# ２　前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

# ３　第１項の規定により使用の許可を受ける卸売場及び附帯施設の位置は、市長が指定する。

# ４　卸売業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなければ、第１項の使用の許可に係る卸売場及び附帯施設の使用を開始してはならない。

# ５　市長は、第16条第１項若しくは第２項又は第69条第１項第３号の規定により第11条第１項の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者に係る第１項の使用の許可を取り消すものとする。

# ６　市長は、第１項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。

# ⑴　偽りその他不正の手段により第１項の使用の許可を受けたとき

# ⑵　建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不適当と認めるとき

# ⑶　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

# （保証金）

# 第55条　前条第４項の保証金の額は、同条第１項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設に係る第64条第１項の使用料（売上高割使用料を除く。）の３月分に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、３月以内の使用の許可の期間を定めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

# ２　前条第４項の保証金は、次に掲げる有価証券をもつてこれに充てることができる。

# ⑴　国債証券

# ⑵　地方債証券

# ⑶　日本銀行が発行する出資証券

# ⑷　特別の法律により法人が発行する債券

# ３　前項の有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価格は、市規則で定める。

# ４　前条第４項の保証金は、第64条第１項の使用料、同条第２項の電気、水道等の費用であつて市規則で定めるものその他の納付金の納付を遅延した場合においてこれに充当することができる。

# ５　卸売業者は、前項の規定による充当により保証金に不足が生じたとき又は預託すべき前条第４項の保証金の額が増額されたときは、不足額に相当する金額を、市長の指定する期日までに本市に追加して預託しなければならない。

# （仲卸売場等の使用許可等）

# 第56条　第25条第１項の認定を受けた者は、当該認定に係る仲卸しの業務に使用する仲卸売場（仲卸しの業務を行わせる場所として市長が指定する場所をいう。以下同じ。）及び附帯施設について、市長に使用の許可を受けなければならない。

# ２　前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

# ３　第１項の規定により使用の許可を受ける仲卸売場及び附帯施設の位置は、市長が指定する。

# ４　仲卸業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなければ、第１項の使用の許可に係る仲卸売場及び附帯施設の使用を開始してはならない。

# ５　前条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第１項中　「同条第１項の使用の許可を受けた卸売場」とあるのは「第56条第１項の使用の許可を受けた仲卸売場」と読み替えるものとする。

# ６　市長は、第29条第１項若しくは第２項又は第69条第２項第３号の規定により第25条第１項の認定が取り消されたときは、当該認定を取り消された者に係る第１項の使用の許可を取り消すものとする。

# ７　市長は、第１項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。

# ⑴　偽りその他不正の手段により第１項の使用の許可を受けたとき

# ⑵　建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不適当と認めるとき

# ⑶　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

# （関連事業に係る施設の使用許可等）

# 第57条　関連事業者は、関連事業に使用する附帯施設について、市長に使用の許可を受けなければならない。

# ２　前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

# ３　第１項の規定により使用の許可を受ける附帯施設の位置は、市長が指定する。

# ４　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、附帯施設の使用を許可しない。

# ⑴　公安又は風俗を害するおそれがあるとき

# ⑵　建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

# ⑶　管理上支障があるとき

# ⑷　その他市長が不適当と認めるとき

# ５　関連事業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなけれ

# ば、第１項の使用の許可に係る附帯施設の使用を開始してはならない。

# ６　第55条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第１

# 項中「同条第１項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設」とあるのは「第57条第

# １項の使用の許可を受けた附帯施設」と、「使用料（売上高割使用料を除く。）」とある

# のは「使用料」と読み替えるものとする。

# ７　市長は、第37条第１項又は第２項の規定により第36条第１項の承認が取り消されたときは、当該承認を取り消された者に係る第１項の使用の許可を取り消すものとす

# る。

# ８　市長は、第１項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。

# ⑴　偽りその他不正の手段により第１項の使用の許可を受けたとき

# ⑵　第４項各号に定める事由が発生したとき

# ⑶　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

# （卸売業者等以外の者への施設の使用許可等）

# 第58条　市長は、市場の運営に必要があると認められる場合は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に附帯施設の使用を許可することができる。

# ２　前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

# ３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、附帯施設の使用を許可しない。

# 　⑴　卸売の業務、仲卸しの業務、関連事業その他これらに類する営業行為を行おうとするとき（一時的に附帯施設を使用する場合であつて、市長が特に必要と認めて承認したときを除く。）

# 　⑵　卸売の業務、仲卸しの業務又は関連事業の遂行に支障があるとき

# 　⑶　公安又は風俗を害するおそれがあるとき

# 　⑷　建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

# 　⑸　管理上支障があるとき

# 　⑹　暴力団の利益になるとき

# 　⑺　その他市長が不適当と認めるとき

# ４　第１項の使用の許可を受けた者は、同項の使用の許可を受けた日から１月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

# ５　第１項の使用の許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、市長に前項の保証金を預託した後でなければ、第１項の使用の許可に係る附帯施設の使用を開始してはならない。

# ６　第55条の規定は、第４項の保証金について準用する。この場合において、同条第１

# 項中「同条第１項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設」とあるのは「第58条第１項の使用の許可を受けた附帯施設」と、「使用料（売上高割使用料を除く。）」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

# ７　市長は、第１項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

# 同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。

# ⑴　偽りその他不正の手段により第１項の使用の許可を受けたとき

# 　⑵　第３項各号に定める事由が発生したとき

# ⑶　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

（用途変更、転貸等の禁止）

第59条　第54条第１項、第56条第１項、第57条第１項又は前条第１項の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可を受けた市場施設（卸売場、仲卸売場又は附帯施設をいう。以下同じ。）の用途を変更し、又は当該使用許可を受けた市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、用途の変更又は他人の使用について、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状変更の禁止等）

第60条　使用者は、市規則で定めるところにより市長の承認を受けなければ、市場施設に工作物を設置し、又は市場施設を模様替する等その原状に変更を加えてはならない。

２　前項の承認を受けた者は、市場施設の原状変更に係る工事の完了後、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

（原状回復）

第61条　市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、原状の回復を命じ、又はその回復に必要な費用の支払を命ずることができる。

（使用許可の取消しその他の規制）

第62条　市長は、市場施設の整備、業務の監督、環境の保全その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、市場施設の使用許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずることができる。

（市場施設の返還）

第63条　使用者の死亡、解散、廃業その他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、遅滞なく、その旨を申し出て、市長の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に回復した上、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市場施設を現状のまま返還することができる。

２　第54条第５項若しくは第６項、第56条第６項若しくは第７項、第57条第７項若しくは第８項、第58条第７項又は前条の規定により使用許可の全部又は一部が取り消されたときは、使用者は、市長の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に回復した上、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市場施設を現状のまま返還することができる。

（使用料等）

第64条　使用者は、市規則で定めるところにより、別表に定める使用料（以下「使用料」

という。）を本市に納付しなければならない。

２　市場施設において使用する電気、水道等の費用であつて市規則で定めるものは、当

該市場施設の使用者の負担とする。

# （使用料の減免）

# 第65条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

# ⑴　卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が共同して市場の運営に資する業務を行うために市場施設を使用するとき

# ⑵　市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

# （使用料の還付）

# 第66条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

　　　第６章　監督

（報告及び検査等）

第67条　市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し指導若しくは助言を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

# ４　市長は、売買参加者に第３章の規定を遵守させるために必要があると認めるとき

# は、これに必要な限度において、当該売買参加者に対し、その業務に関し、指導若しくは助言を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

# ５　市長は、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者に第３章の規定を遵守させるために必要があると認めるときは、これに必要な限度において、当該取引参加者に対し、その業務に関し指導又は助言を行うことができる。

（改善措置命令）

第68条　市長は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

# 　⑴　流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が市規則で定める率を下回つたとき

# 　⑵　資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が市規則で定める率を下回つたとき

# 　⑶　市規則で定める期間にわたり経常損失が生じたとき

# ２　市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

３　市長は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

⑴　資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が市規則で定める率を

下回つたとき

⑵　市規則で定める期間にわたり経常損失が生じたとき

４　市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

５　市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、売買参加者に対し、当該売買参加者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

（監督処分）

第69条　市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

# ⑴　当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること

# ⑵　50,000円以下の過料を科すこと

# ⑶　第11条第１項の許可を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

# ⑷　６月以内の期間を定めて第54条第１項の使用の許可の全部若しくは一部を変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずること

# ⑸　その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること

２　市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該仲卸業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

# ⑴　当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること

# ⑵　50,000円以下の過料を科すこと

# ⑶　第25条第１項の認定を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその認定に係る仲

# 卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

# ⑷　６月以内の期間を定めて第56条第１項の使用の許可の全部若しくは一部を変更

# し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずること

３　市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該売買参加者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

# ⑴　当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること

# ⑵　50,000円以下の過料を科すこと

# ⑶　第32条第１項の認定を取り消し、又は６月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること

４　市長は、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者がこの条例若しく

はこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該取引参加者

に対し、次に掲げる処分をすることができる。

# ⑴　当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること

# ⑵ 50,000円以下の過料を科すこと

# ⑶　６月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること

５　市長は、せり人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該せり人に係る登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

６　卸売業者、仲卸業者、売買参加者又はこれらの者以外の取引参加者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して６月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又はこれらの者以外の取引参加者に対して第１項から第４項までの規定を適用する。

　　　第７章　市場運営協議会

（市場運営協議会）

第70条　市場の業務の運営等に関し必要な事項を調査審議させるため、本市に市長の附属機関として、大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会及び大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、次に掲げる事項について、調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

⑴　市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項（次号に掲げる事項を除く。）

⑵　この条例の変更（第１章（第５条及び第６条に限る。）から第４章までの規定の変更に限る。）に関する事項

３　協議会は、それぞれ25人以内の委員をもつて組織する。

４　協議会の委員は、卸売業者、仲卸業者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

５　市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

# ６　協議会の委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

７　前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市規則で定める。

第８章　雑則

（卸売業務の代行）

第71条　市長は、卸売業者が卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなつた場合には、当該卸売業者（卸売業者であつた者を含む。）に対し、販売の委託の申込みのあつた生鮮食料品等について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

２　市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいない場合又は他の卸売業者にその卸売の業務を行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

３　市長は、市場に出荷された生鮮食料品等について、受託する卸売業者がいない場合又は不明な場合においては、前2項の例により、適宜卸売業者を指定して卸売を行わせ、又は自らその卸売の業務を行うものとする。

（災害時における生鮮食料品等の確保）

第72条　市長は、災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。

（無許可営業の禁止）

第73条　何人も、次に掲げる業務を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

# 　⑴　卸売業者が第11条第１項の許可に係る卸売の業務を行う場合

# 　⑵　仲卸業者が第25条第１項の認定に係る仲卸しの業務を行う場合

# 　⑶　関連事業者が第57条第１項の使用の許可に係る関連事業を行う場合

# 　⑷　市長が特に必要と認めて承認した者が当該承認に係る業務を行う場合

２　市長は、前項の規定に違反した者に対し、市場外に退去を命ずることができる。

（市場への出入等に対する指示）

第74条　市場への出入、市場施設の使用、商品の搬入、搬出及び場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。

２　市長は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入、市場施設の使用、商品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

（市場秩序の保持等）

第75条　市場へ入場する者は、市場の業務又は市場内における他人の業務を妨害し、その他市場の秩序を乱す行為を行つてはならない。

２　市長は、市場の秩序の保持等を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることができる。

（環境の保持）

第76条　市場へ入場する者は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。

２　市長は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることができる。

（許可等の条件）

第77条　この条例の規定による許可、認定、承認又は認可には、必要な条件を付することができる。

（施行の細目）

第78条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表（第64条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市場 | 種別 | 使　用　料 |
| 本場 | 卸売業者市場使用料 | 売上高割使用料 | 青果部　　　　税抜卸売金額に1,000分の2.5（冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額水産物部　　　税抜卸売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額加工食料品部　税抜卸売金額に1,000分の2（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額 |
| 売場使用料 | 　　　　　　　　　１平方メートルにつき　１月 1,034円 |
| 仲卸業者市場使用料 | 売上高割使用料 | 青果部　　　　税抜買受金額（卸売業者以外の者（市規則で定める者を除く。）からの買受けに係るものに限る。以下同じ。）に1,000分の2.5（冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額水産物部　　　税抜買受金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額加工食料品部　税抜買受金額に1,000分の２（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額 |
| 売場使用料 | １平方メートルにつき　１月　2,607円（加工食料品部にあつては、1,034円） |
| 関連事業者営業所使用料 | 業務管理棟内の営業所　１平方メートルにつき　１月　3,883円上記以外の営業所 　　１平方メートルにつき　１月　3,091円 |
| 事務所使用料 | 業務管理棟内の事務所　１平方メートルにつき　１月　3,883円上記以外の事務所　　　１平方メートルにつき　１月　2,607円 |
| 福利厚生施設（食堂の用に供するものに限る。以下同じ）使用料 | 　　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　 583円 |
| 荷さばき所使用料 | 荷さばき所Ａ 　 １平方メートルにつき　１月　1,056円荷さばき所Ｂ 　 １平方メートルにつき　１月 635円荷さばき所Ｃ 　 １平方メートルにつき　１月 457円荷さばき所Ｄ 　 １平方メートルにつき　１月 396円 |
| 加工施設使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　1,815円 |
| 倉庫使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　1,551円 |
| 冷蔵庫使用料 | 冷蔵庫Ａ　 １平方メートルにつき　１月　2,376円冷蔵庫Ｂ　 １平方メートルにつき　１月　1,838円 |
| 駐車場使用料 | 屋根のあるもの １平方メートルにつき　１月　1,320円屋根のないもの １平方メートルにつき　１月　 946円 |
| 空地使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　 396円 |
| 冷暖房設備使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　 231円 |
| 冷却設備使用料 | 冷却設備Ａ―１　　１月　2,002,000円冷却設備Ａ―２　　１月　1,533,714円冷却設備Ａ―３　　１月　1,144,000円冷却設備Ｂ―１　　１月　 408,571円冷却設備Ｂ―２　　１月　 31,429円冷却設備Ｂ―３　　１月　 384,476円冷却設備Ｂ―４　　１月　 536,382円 |
| 東部市場 | 卸売業者市場使用料 | 売上高割使用料 | 青果部　　　　税抜卸売金額に1,000分の2.5（冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額水産物部　　　税抜卸売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額 |
| 売場使用料 | 　　　　　　　　１平方メートルにつき　１月　 338円 |
| 仲卸業者市場使用料 | 売上高割使用料 | 青果部　　　　税抜買受金額に1,000分の2.5（冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額水産物部　　　税抜買受金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額 |
| 売場使用料 | 　　　　　　　　１平方メートルにつき　１月　1,984円 |
| 関連事業者営業所使用料 | 売上高割使用料 | 加工営業所　　消費税額及び地方消費税額を含まない売上高に1,000分の２及び100分の110を乗じて得た金額 |
| 営業所使用料 | 加工営業所 　　　１平方メートルにつき　１月　338円上記以外の営業所　１平方メートルにつき　１月　2,710円 |
| 事務所使用料 | １平方メートルにつき　１月　2,406円 |
| 福利厚生施設使用料 | 　　　　　　　　　１平方メートルにつき　１月　 640円  |
| 荷さばき所使用料 | 荷さばき所Ａ 　　 １平方メートルにつき　１月　　810円荷さばき所Ｂ １平方メートルにつき　１月 404円 |
| 加工施設使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　1,331円 |
| 倉庫使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　1,246円 |
| 冷蔵庫使用料 | １平方メートルにつき　１月　2,354円 |
| 駐車場使用料 | 屋根のあるもの １平方メートルにつき　１月　 943円屋根のないもの １平方メートルにつき　１月　 677円 |
| 空地使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　 290円 |
| 冷暖房設備使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　 169円 |
| 冷却設備使用料 | 　　　　　　　１月　1,177,524円 |
| 低温化設備使用料 | 低温化設備Ａ　　　１月　 633,810円低温化設備Ｂ　　　１月　 520,667円低温化設備Ｃ　　　１月　1,783,048円 |
| 南港市場 | 卸売業者市場使用料 | 売上高割使用料 | 税抜卸売金額に1,000分の２及び100分の110を乗じて得た金額 |
| 売場使用料 | 　　　　　　　　１平方メートルにつき　１月　 209円 |
| 仲卸業者市場使用料 | 売上高割使用料 | 税抜買受金額に1,000分の２及び100分の110を乗じて得た金額 |
| 売場使用料 | 　　　　　　　　　１平方メートルにつき　１月　1,452円 |
| 関連事業者営業所使用料 | 加工営業所　　 １平方メートルにつき　１月　2,860円上記以外の営業所　１平方メートルにつき　１月　1,067円 |
| 事務所使用料 | １平方メートルにつき　１月　1,419円 |
| 福利厚生施設使用料 | 　　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　 583円  |
| 荷さばき所使用料 | １平方メートルにつき　１月　 440円 |
| 倉庫使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　 968円 |
| 冷蔵庫使用料 | 枝肉冷蔵庫　　 １平方メートルにつき　１月　3,069円上記以外の冷蔵庫　１平方メートルにつき　１月　2,398円 |
| 駐車場使用料 | １平方メートルにつき　１月　 143円 |
| 空地使用料 | 　　　　　　 １平方メートルにつき　１月　 143円 |
| けい留所使用料 | 　　　　　　　　　１平方メートルにつき　１月　 209円 |

備考　１　月額による使用料については、使用日数が１月に満たない場合は、日割計算による。

２　この表の使用料の欄に定めるところにより算出した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

　　　附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年６月21日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第１条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第１項の許可（大阪市中央卸売市場に係るものに限る。）を受けている者（以下「旧卸売業者」という。）は、この条例による改正後の大阪市中央卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第11条第１項の許可を受けたものとみなす。

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和５年６月20日までの間における新条例第11条第４項の規定の適用については、同項第２号中「法」とあるのは「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第１条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）又は法」と、同項第３号中「第69条第１項第３号」とあるのは「旧法第49条第２項第２号の規定又は第69条第１項第３号」と、同項第４号イ中「法」とあるのは「旧法若しくは法」と、同号ウ中「第69条第１項第３号」とあるのは「旧法第49条第２項第２号の規定又は第69条第１項第３号」と、同号エ中「第69条第１項第５号」とあるのは「旧法第49条第２項第３号の規定又は第69条第１項第５号」とする。

４　施行日から令和３年６月20日までの間における新条例第11条第５項の規定の適用については、同項中「第16条第２項」とあるのは「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第１条の規定による改正前の法第25条第２項の規定又は第16条第２項」とする。

５　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大阪市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第17条第１項の許可を受けている者（以下「旧仲卸業者」という。）は、新条例第25条第１項の認定を受けたものとみなす。

６　施行日前に死亡した者の相続人に対する新条例第27条第３項の規定の適用については、同項中「第25条第１項の認定」とあるのは「大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和２年大阪市条例第　号）による改正前の大阪市中央卸売市場業務条例第17条第１項の許可」と、「第56条第１項の使用の許可」とあるのは「第58条第１項の指定」とする。

７　この条例の施行の際現に旧条例第25条第１項の承認を受けている者は、新条例第32条第１項の認定を受けたものとみなす。

８　この条例の施行の際現に旧条例第28条第１項の許可を受けている者（以下「旧関連事業者」という。）は、新条例第36条第１項の承認を受けたものとみなす。

９　この条例の施行の際現に旧条例第58条第１項の指定を受けている旧卸売業者は、当該指定に係る市場施設（大阪市中央卸売市場内の土地、建物その他の施設をいう。以下同じ。）について、新条例第54条第１項の使用の許可を受けたものとみなす。

10　この条例の施行の際現に旧条例第58条第１項の指定を受けている旧仲卸業者は、当該指定に係る市場施設について、新条例第56条第１項の使用の許可を受けたものとみなす。

11　この条例の施行の際現に旧条例第58条第１項の指定を受けている旧関連事業者は、当該指定に係る市場施設について、新条例第57条第１項の使用の許可を受けたものとみなす。

12　この条例の施行の際現に旧条例第58条第２項の許可を受けて市場施設を使用している者は、当該許可に係る市場施設について、新条例第58条第１項の使用の許可を受けたものとみなす。

13　新条例第69条（第５項を除く。）の規定は、施行日以後にした行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

14　新条例別表の規定は、施行日以後の市場施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。